各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿

自動車局長(公印省略)

タクシーの運賃改定の公示にあたっての留意事項について

今般の運賃改定について、運賃の公示にあたっての留意事項を以下のとおり通知 するので、遺漏なきよう取り計らわれたい。

なお、本件については、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般社団法人全国個人タクシー協会会長あて、別添のとおり通知したので、申し添える。

記

- (1) 各地方運輸局長等は、公定幅運賃及び自動認可運賃の公示にあたり、以下の事項を事業者団体に指導するものとする。
 - ① 運賃改定実施後において、各事業者において、適切に運転者の労働条件の 改善措置を講ずること。その際、運賃の障害者割引など事業に要する経費 を運転者に負担させる慣行がある場合には、見直しを図るよう留意すること。
 - ② 運賃改定の認可又は届出後、運転者の労働条件改善についての考え方を利用者に対して積極的に表明するとともに、運賃改定実施後の然るべき時期において、運転者の労働条件の改善状況について、自主的にその実績を公表すること。その際、賃金水準のみならず、実質的な労働者負担の軽減や手当て類の創設、車いす利用者・訪日外国人旅客等への対応に係る乗務員の研修等これに関連して講じた措置についても併せて公表すること。
- (2) 各地方運輸局長等は、事業者団体における労働条件の改善状況の公表の結果が、運賃改定の趣旨を逸脱すると認められるときには、その事実関係を公表するとともに、必要な指導等を行うこととする。